

教育民生常任委員会会議録

令和2年2月28日

宮古市議会

令和元年3月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(2月28日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	8
付託事件審査(3)	9
閉 会	20

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時
場 所

令和2年2月28日（金曜日） 午後1時
議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (2) 財産の処分に関し議決を求めることについて
- (3) 宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

市民生活部長	戸 由 忍 君	総合窓口課長	西 村 泰 弘 君
副主幹兼市民窓口 係長	吉 田 真 理 君		

(2)

教育部長	伊 藤 重 行 君	教育委員会生涯 学習課長	田 中 富 士 春 君
教育委員会体育振 興係長	小 林 康 弘 君	都市計画課長	去 石 一 良 君

(3)

教育部長	伊 藤 重 行 君	教育委員会学校 教育課長	佐々木 寿 洋 君
教育委員会学校教 育係長	梶 家 真 由 美 君	教育委員会学校 教育係主事	山 根 展 人 君

議会事務局出席者

局 長	菊 地 俊 二	主 査	前 川 克 寿
-----	---------	-----	---------

開 会

午前9時55分 開会

○委員長（熊坂伸子君） それでは少し早いですけれども、おそろいようですので始めたいと思います。よろしくお願いたします。ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査3件、説明事項1件となります。なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので省略をいたします。それではこれより議案の審査を行います。

○

付託事件審査（1） 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） 初めに、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、を議題といたします。本件につきましては、事前に担当課より資料による補足の申し出がございまして、これを許可してお手元に資料を配付しておりますので、審査の参考にしてください。皆さんありますね、資料。はい。それでは、それも参考にしながら、質疑のある方は挙手を願います。

はい、白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、まず議案第51号のところですよ。はい。1点だけお聞きしたいんですけども、今回のこの指定管理の応募に当たっては何件の応募があったのか、あと今回いただいた資料の中では、前回に引き続きまして、リアス環境さんが審査点66.9というところで点数をいただいているようなんですけども、まず、ほかに応募があったのかということと、あとほかの業者さんのところは幾らの点数だったかというところを教えてくださいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 応募は1社でございました。

○委員長（熊坂伸子君） もう一つ質問がありましたね。ほかの、あ、1社なのでいいですね、はい。

ほかに質疑はございませんか。長門委員。

○14番（長門孝則君） 一つだけちょっと、部長のほうからお聞きしたいんですが、評価についてなんです。この調書を見ますと、審査点が66.9ですがね。最後のほうの提案内容に対する評価、最後のほうに心安らかに利用をしていただける管理運営が高く評価されましたとある。ちょっと、「高く評価されている」という表現、66%を「高く評価する」という表現はどうかかと、私は、66%であれば、例えば良好であったとか、普通はそう。高く評価するということであれば、やっぱり80%ぐらいであれば、高く評価するということでもいいと思いますけれども。その辺、部長は評価については、どういうふうに考えましたか。その辺をお聞きしたい。

○委員長（熊坂伸子君） はい、戸由市民生活部長。

○市民生活部長（戸由忍君） はい、評価のところですけども、全て5点満点でやっているということで、3点だったならば合格というような、トータルでいくとそのような形にはなってきます。「高く」というときに、もともと葬祭場という特筆すべきようなことはなかなかこう、提案できかねない部分もありましてですね。その中で長い時間でもって管理してきたという部分での、安定感っていうんですか、そういうたぶれない運営をしてもらったっていうところで、きちんとやっているのが、「高く」っていうような表現に、どうしてもなってしまう部分があつてですね。なので、点数と確かに比べると「高く」っていうのは微妙なところもありますけれども私たちとすれば、評価の質の部分でもって、そういうふうに見ていったというようにご理解してい

ただければと思います。はい。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） すいません、その評価の関係なんですけど、例えばこれは提案内容に対する評価ですが、指定管理者の場合は5年間でやっていく中で、過去の実績に対する自己評価とか外部評価っていうのがありますよね。それに関しての評価の内容っていうのはどうなのでしょう。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 過去に例えば、昨年度の実績についての評価はやっていまして、それは十分こちらの条件を満たしてやっているっていう評価は出しております。ただ、この選定の審査に当たっては、その過去の評価っていうのは直接的には考慮しないで、これからの事業計画の中身を評価するっていうことになっております。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい、そういうことであればいいんですが、そういう意味では、過去の評価をしないけれども、過去の実績もありながら、審査点が60点っていうのはちょっと、どうなんだろうっていう気もします。せめてね、いろいろな運営実績があるっていうことであれば、もっと評価点が高いのかなと思ったけども、そうでもなさそうなので、何かその辺に課題もあるのかなと思ったんです。特に課題というのはないのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 先ほどもちょっと部長からもお話あったんですけど、基本的には、こちらが求めている基準を満たしていると、標準で平均点の60点になるんですけども、それに比べて工夫が見られるとか、そういう部分で評価が高く点数が上がるんですが、なかなかどうしてもその、火葬場というのが例えば工夫して利用者ふやすとか、ほかの指定管理と比べて工夫が見えづらいところがあるので、先ほど言った「高く」っていうのは、参列した方々が気持ちよく心安らかにやっているような工夫が見られたっていう部分は、比較的高くは評価されたんですけど、ほかのところは標準的な部分を満たしているっていうところで、ちょっと火葬場という性質上、なかなか高い点数が出づらいのかなっていうふうには感じております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか、ほかに質疑は。

はい坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 審査点では最低基準を60点を上回っているので合格とこういうことなんですけど、指定管理の目的として行政コストの削減とか、あるいはサービスの質の向上があったわけですけども。ただ、みやこ斎苑の場合は最初から指定管理でスタートしているので、ほかとの比較は難しいのかなとは思いますが、この行政コストの削減とサービスの向上の課題は本当に達成されているという認識なのでしょうか。さっきの話だと基準は満たしているということなんですけれども。どういう認識でしょうか、このことについては。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） その審査の中にも、経費の節減がなされているかっていうような項目はありまして、そこで宮古市の積算価格と業者さんの提案価格と比較して点数化はしています。そこで提案価格のほうで削減が見られるということで、評価の項目に入っているの、一応目的は達成されているのかなというふう考えています。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） もう少しコスト削減が図られている根拠についてね、もう少し突っ込んだことはないんですか。今ぐらいの感じですか。ああ、そうですか。

あと先ほど橋本委員のほうからも話がありましたけれども、問題点とか課題なんですけれども、利用者のニーズとか満足等を把握するために、私はアンケートを実施したらどうかというふうに思います。特に記述式なんかによればね、具体的な回答も求めれば、問題点とかの課題が出てくるかもしれませんので、その辺のアンケートについての考えはどうでしょう。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） アンケートについては、火葬場ではちょっと利用者っていうか、葬儀に参列した方へのアンケートはちょっと難しいということで、葬儀者の皆さんにアンケートを行っております。

ことは2月に実施したんですけども、葬儀社8社にアンケートを配って、7社から回答いただきまして、5段階評価で評価してもらって、大体「よい」とか「とてもよい」という回答をいただいております。

それから、個別の意見のほうでは、例えば室温をもうちょっと適温にしてほしいとか、入り口までの通路がわかりにくいとかって意見は出ていますので、その辺は次の改善に結びつけていきたいというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） はい、わかりました。それとですね、指定期間が4月1日から始まるわけでしょう、それなのに議決を求めるのが2月下旬というのは遅くないですかね。いろいろと準備があると思うんだけど、この2月下旬で大丈夫なんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） これまでもそういう流れでやってきていますので、準備とすれば1カ月ぐらいあれば大丈夫なのかなというふうには考えております。

○13番（坂本悦夫君） はい、わかりました。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑のある方は。

はい、畠山委員。

○4番（畠山茂君） 1点だけ教えていただきたいと思います。

指定管理料が年間大体3,400万っていうことなんですけど、指定管理ということなんで、収入は業者さんがいただいていると思うんですけど、年間どのくらいの収入があるものかを、去年のでいいのでよろしく願います。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） みやこ斎苑の場合は、使用料は市の歳入ということになっているので、業者さんの収入は指定管理料だけということになります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。はい、ほかに質疑は。

はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） お願いします。

みやこ斎苑が設置されてから、ずっとこうリアス環境さんが指定管理になっていますよね。今まで何年間やっていたか教えてください。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 平成19年から始まっていますので、今までで18年間ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） それで、先ほど坂本委員から、コストについての話があったんですが、指定管理料の推移は、どういうふうなことになっていますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） すいません、初めにちょっと。さっき18年間って言ったんですけど、今までが13年間で次の5年で18年でした。

それで指定管理料については、ほぼ同じ推移で宮古市でも積算してるんですけども、前回の指定管理と比べて上がっている部分は、人件費とあと水道光熱費の部分が、ちょっと実績を踏まえてあげています。あと、消費税分が次の期間は上がるという感じです。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） コストについてはね、人件費は当然右肩上がりていくっていう、人件費が上がるっていうのは、それは当然の話だろうと思います。

ただ、応募者1社だけ、今後もこういう傾向は続くのかなと思うんですが、競争性が働かないっていうことは、どういうふうに考えていますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、今、応募は県内の業者さんで公募しているんですけども、岩手県内で宮古も含めて、7カ所ほど指定管理でやっているところがあって、実績を持っていて請け負えるという業者さんはあるということで、県内でやれば競争性は確保されているんだっていうふうに事務局のほうで考えてやっております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 経済の地域内循環という観点からいけばまず、市内業者っていうふうを考えるのが当然なんだろうと思う一方、ただ、ずっとこう応募者が1社だけでずっと来ているっていうことについては、どうなのでしょうね。

宮古市の人口が少なくなっているとか、経済規模もそれにに応じてこう縮小傾向にあるっていうことから、新しい業者があらわれにくいのかなっていうこともあるんですが、過年度の評価については、先ほどの答えですと、悪くはない。大変よっていうものでもないけども、まあいいと。

それですすね、先ほどはアンケートっていう話もあったんですが、アンケートではなくて、あそこを利用している方々からの、何かご意見等々寄せられているのはありますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 直接的に苦情とかそういうのは届いていませんので、あとはやっぱり葬儀社さんを通じてこういうことを言われたよとか、そういう意見が届いて、それで改善をしているっていう形になります。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 例えば、指定管理者のせいではないんですが、これは設置者の方の宮古市の課題でもないけれども、考えなきゃならないことかなと思うんですが、駐車場について、狭いときありますよね、足り

ない。名前が通った方の火葬のときには、あるいはまた、火葬がたくさん重なったときには、駐車場が狭いということもあるんですが、その点については、市のほうの認識はどうですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、その点についてちょっと認識がなかったので、指定管理者の方にも状況を聞きながら、ちょっと検討したいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） スペースを広げようとするんだったら、スペースは多分あるんだろうなと思うんです。何だっけな、短い竹等々、植栽してあるのも手入れが行き届いてないわけではないけれども、そうは私は言いませんが、取っ払ってもいいようなものがあるのかなって感じがしますので、外構的な外の方のことについては、やっぱりこれでいいのかどうかっていうのは、市のほうで見回っていただいて、悪いところについては、ちゃんと直していくっていうような姿勢が必要なんだろうなと思います。

それであれの方からは、ずっとこう管理していただいているリアス環境さんからは、何も指摘されてはいませんか。こうしてほしいとかっていうことは。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 設備関係のほうでは毎年点検を受けたりして、ここは直すのが必要ですっていうのはいただいて、それに従って修繕計画を立てて予算計上しているんですけども、駐車場に関してはちょっと今まで聞いてなかったんで、その辺は改めて確認したいと思います。

○18番（加藤俊郎君） よろしくをお願いします。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。なければこれで、質疑ありますか、すいません見逃して、はい、長門委員。

○14番（長門孝則君） はい。ちょっと関連でお願いというか、お聞きしたいんですが。

例えば今あれですがね、清めるために塩を、当初は玄関で撒いてだったのを、今はやめていますね。それで当時は塩を撒いで、玄関の柱が腐ってしまうということで、やめた経緯があるんですよ。塩で清めるというのを、で、今は中で手を拭くだけにしていますね。

まあ、いろんな火葬に行った人たちも、ちょっと、話、ささやいているのも聞いてんです「何とか塩を撒かれねんだべかな」という。だからできればね、塩を撒くどこを限定して影響がないような場所にしてはどうかという、私もそういうふうを考えていますし、そういう要望が担当課のほうに来てんのかどうか。

それともう一つですね。今は午前中に火葬をして、午後は葬儀をやるという、もう1日で火葬から葬儀が終わるというのがもうふえてきてるんですよ。当時は斎場も、火葬してすぐ葬式ができるように、火葬場の駐車場になっているはじのほうに、斎場を建設したらいいんでないかなという、当時はそういう案も庁内であった経緯があります。そういう計画っていうか、庁内でそんな話題があるのかないのか、その辺もあわせて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 玄関の塩については、私も施設を痛めるのでやむを得なくやめていますっていう話は聞いていましたけれども、それについてやっぱり撒いてほしいとかっていう声があるっていうのはちょっと聞いてなかったんで、その辺は指定管理者の方に確認してみたいと思います。それから、隣接地に斎場っていう話は、全然そういう話は出ていないですね。はい。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

これより議案第51号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第51号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（２） 財産の処分に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） それでは次に、議案第49号財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、赤前の運動公園についての財産処分ということで、運動公園の敷地の中にある部分という認識なんですけど、それでまずよろしいですか。本当に野球場があつて、陸上競技場があつて、っていうあのあたりのどこら辺なのかなっていう、場所をまず教えていただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい、売り払いする土地の場所でございますが、運動公園の野球場・陸上競技場施設ございまして、海側のほうに防潮堤が今、県のほうで建設しておりますが、その防潮堤の用地のある部分の売り払いになります。

○委員長（熊坂伸子君） はい白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、防潮堤の用地になる場所っていうのはわかるんですけど、運動公園の用地という部分の範囲内で、何か該当するようないくところはないような気がするんですけど、もう何だろう、海のほうまでいけば、もう防潮堤というか今まであるものがあつて、もしあるとすれば、向かって左手側の、前ちょっと雑木林だったとこあたりなのか、それともキャンプ場のあたりだったのかというふうに思っていたんですが。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 防潮堤のかさ上げに伴いまして、防潮堤用地が必要になりましたので、その部分で市有地の運動公園の敷地を売り払うというもので、防潮堤に沿って陸側の部分の、運動公園側の部分の敷地を細長いような形で売り払うというような形になります。

○委員長（熊坂伸子君） はい、わかりました。そうしたら、この工事が終わった時は、今ある防潮堤がちょっとこう前にせり出してくるといふか大きくなる感じになるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） そうではなくて、もう既に、防潮堤が高くなるわけですから、その部分については占有許可ということでもう工事を進めていて、今の形はもう変わりません。要はその土地を、今まで占有許可

という形で使わせていたのを、正式にでき上がりましたから、その部分を売るということで最終手続ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

長門委員。

○14番（長門孝則君） これはあれですかね、県のほうの防潮堤の変更によって県の方に売却するということになったんですか。実は、防潮堤の計画時点で運動公園の野球場のサード側を、ずーっと売却してるんですよね、県のほうに当初。だから今、こういうのが出てきたっていうのは、その防潮堤の一部変更によるものなのか、防潮堤の追加工事のために県のほうで必要になって、買収することになったのか。その辺をちょっとお聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） 防潮堤工事の変更ではなくて、当初の計画どおりです。

これは東日本大震災を受けて、TP8.5から10.4。結局、10.4高くなれば結局、法尻が運動公園のエリアまでこう入ってくるわけですよ。その部分を占用許可という形で使わせて控除させておいて、最終的にでき上がったれば買うという約束で工事やってるわけですよ。ですから今の形のままです。何も変わりません。

新たな工事ができたから売るんじゃないで、今工事決まって、貸すったったども、ちゃんと買う約束だっがねんす、ということで1億ながしで買ってもらうということです。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） そうすればあれですね、まったく用地に変更はないと。だから全く今の公園利用に支障のあるような買収ではないと、そういう風に理解していいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） はい、そのとおり理解していただいて構いません。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

これより議案第49号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、討論もないようですので直ちにお諮りいたします。

議案第49号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。

よって議案第49号は原案可決すべきものと決定いたしました。

ここで説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（3） 議案第46号 宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） それでは次に、議案第46号、宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） よろしくお願ひします。

この項目は今回の一般質問でも触れている部分なので、もうほとんど聞いてしまおうと思っています。目的は、私は一般質問の趣旨は、今回の改正の目的と狙いということでは載せていたんですが、今回の条例改正なんですけど、お金とかその経済面で進学を諦めることがないように、教育機会の平等という意味では、大変評価をしたいというふうに思います。

まず最初にお聞きしたいのが、ここで言うと、第4条のところなんですけど、奨学生の選考委員会で選考をするわけですけども、この選考基準というのが、主なものが基準があるのか。例えば世帯の所得だったり、家族構成だったり、成績だったり、いろいろ考えられるんですけど、もしその基準があるのであれば、主なところを教えてくださいたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） ありがとうございます。

特別奨学生というのを新設しました。その特別奨学生に係る選考基準につきましては、評定が高校3年間で平均4.5。そして所得の基準が生保生活保護の1.3倍、掛ける1.3。これは就学支援の基準に基づいております。そして、一応基準がそうなんですけど、選考するときに面接をしまして、あと作文をしてもらって、そこで選考委員会において推薦をしまして、市長が決定するというような進め方で決めたいと思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） わかりました。結構ハードルが高いなと思ったんですが、そういう基準で選考することはわかりました。

次にお聞きしたいのが6条のところなんです。今回、月額を引き上げることなんですけど、高校生で1万8,000円を2万円、それから大学等で5万円を8万円以内というところで、今回この金額ですね、何かこう基準となる参考事例があってこの金額にしたのかどうかと、あわせてこれで言うと（3）のところ、最高で月額16万円以内という特例も今回設けているんですけども、これはどういった大学等、状況を想定しているのか。ここをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） ありがとうございます。

まず金額の増額につきましては、現在の高校そして大学等の学費から試算しております。

それで、特に大学につきましては、5万円というものについて計算していきますと、国公立については学費の部分は賄えるような形だったんですが、私立が難しいということで上限を8万円というふうにいたしました。

また特別奨学生につきましては、それ以外、医学部等は別な課がやっているのですが、学校教育課で管轄している部分で、例えば理工学部の私立というところの最高金額がかかっている大学というのを調べたところの中から、月16万円というのが最高ラインという部分でしたので、そこで数値というのを設定させていただきました。学費でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） わかりました。理解を深める意味で参考になりました。

次にですね、予算書のほうも今回ちょっと見てきたんですけども、定員が高校が5人、大学が20人、これは定員は今回変わらないということなんですけど、昨年度の実績を見ると大学等で言うと20名に対して4人と

いうことで、4人しか実績がなくて、この定員の方は今回いじらないということなんですけど、これは今までどおり適正だという判断でよろしいのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） はい、ありがとうございます。

実績につきましては、これに合っているなというふうに、教育委員会のほうでは捉えています。確かに高校の枠につきましては、定員を超えるというところがなかなかなくて、平成22年には8人という人数だったんですが、それ以外の部分は下回ってはいるのですが、適正であるというふうには判断しております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） わかりました。次に行きたいと思います。

次が私のメインのところの質問なんですけど、結局は目的のところなんですけど、先ほど経済的に大変だということ、教育機会をやっぱり広げなきゃいけないということでこの金額を上げたのか、それとも免除条件、今回免状条件のところを改正してない、いじっていないんですけども、これをちょっと読むと、免除を受けるには宮古、この下閉伊地区に就職しなきゃいけないという条件があるということは、どっちかっていうと経済的支援なのか、それとも定住促進化を狙ったこれは制度なのか。ちょっとそこが、どっちがメインなんだと思うところがあるんですけども。この点、今回免除額とか条件を変えなかったことも含めて、この条例の目的っていうところを、ちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） どっちが目的とかという話では、まず別物というふうに考えていただきたいと思います。

この奨学資金の貸し付け条例の一部改正は、我々の目的はやはり経済的な理由で進学を諦めることがないよというのが目的でございます。片や、免除の条例の方っていうのは、当然目的は定住化です。ただ、どっちが目的ではなくて、定住化の一つの方策として、この奨学金の免除がありますよという。そうですね、だから、どっちだっていうわけではないですね。気持ちは、はい。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 二本立てだということで次にちょっとその免除のところ、今回改正がなかったんですが、私が思うところは、貸付金は上げました、月額8万円と言いますと12か月だと年間約100万、4年大学に行くと400万を貸し付けるわけなんですけど。仮に戻ってきました、宮古に就職しましたで年間の免除は20万円ですよ、最高額でも。そうすると制度設計上これはどうなのかなという。金額で貸付だけふやして、返済の部分は現状となると変な話、借りて返せばいいんですが、経済上ちょっと、私は制度上不備があるのではないかと考えているんですが、その点は制度設計上、そこも検討なさったのかお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 榎家学校教育係長。

○学校教育係長（榎家真由美君） 学校教育課学校教育係長の榎家と申します。

返還の免除の特例に関する条例の施行規則のほうで、免除の額と免除をする年数について、これから規定をしていくところで考えておりましたので、全額免除になるような方向で進めてまいりたいと思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。この条例とまた別にこれからあるということですか。はい、わかりました、理解しました。はい。あとは一般質問で質問します。はい。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに質疑はございませんか、橋本委員。

○9番（橋本久夫君） すいません、今の全額免除とまた別の話ですね、ということで理解します。

そうすると、現在の返還期間は変わってはいないってことになるんですか。貸付けたやつに対して、これまで1万8,000円とか5万円のやつは、何年間以内で返済っていうのがあるんですが、ここで今までは、ここ2万円に上がったのと8万円に上がった部分でも、その期間とか形は前の形をそのまま踏襲していくってことではないんですか。その辺ちょっと教えてください。

○委員長（熊坂伸子君） 榎家学校教育係長。

○学校教育係長（榎家真由美君） 返還の免除の制度なんですけれども、毎年申請をしていただくという形を今はとっているんですけれども、今回上限を8万円以内とか16万円以内としたことで、一人一人の貸付金額が変わってまいります。

そうしたときに、その人それぞれのトータルの貸付額を見まして、それでもって1年間のその人の免除の限度額というのを、一人一人算定して決めていくという方向で今考えております。それによって、定住する年数を満たせば、貸付総額全額が免除になるという方向で進めているところでございました。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） なるほど。そうですね、そういう意味での何万円以内ということで、人それぞれ満額借りるわけじゃないんで、金額が多少違って返済の金額も変わってくる。それによってのさまざまな返済方法っていうのもいろいろ形がある。ただ、期間の最大期間というのも決まるんですか。例えば、何年以内までとかっていうのは、前回と変わらない期間でやるのか、少し延ばすのか。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 榎家学校教育係長。

○学校教育係長（榎家真由美君） はい、返還の額、貸付の額がふえることによって、返還に要する年数がどうしてもふえます。月額をふやして返還年数を詰めると、1カ月に借りたぐらいの額を返さなきゃならなくなるので、そこをちょっとならす意味で返還の年数は延ばしました。その返還の年数、免除する期間ということにして割り返して計算していく方法をとってますので、年数が延びるといような形になります。

○9番（橋本久夫君） はい。大体イメージはわかったんですけども、何かこう数字とか年数の表みたいなのがあれば、ちょっとわかりやすかったのかなあと。今ちょっと、何となくイメージは分かるんですが。そういう意味では、何年か前には貸付金条例のそういう金額の表みたいなのも出てたような気がしましたよね。5年以内とか6年以内とかっていうのがね。何かそういうイメージで今回のも出てくれば、もっと理解しやすかったのかなっていう感じが、新たに金額が増えているし、いろんなまた新たな制度をつくるっていうんでね、ちょっとこれだけではね、ちょっとわかりにくかったのがあるのかなということもちょっと、はい、意見として申し上げたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに、はい坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） それでは何点かちょっとお伺いします。

貸付金額が1万8,000円から2万円、高校はね。大学とか専門学校は5万から8万に値上げしたということで、これは大変いいことではないかなと思って大歓迎なんですけど、令和元年のこの高校・大学等のそれぞれの貸付実績は何名でしょうか。貸付申請者というか、実績なんですけど。

○委員長（熊坂伸子君） 榎家学校教育係長。

○学校教育係長（榎家真由美君） 令和元年度の貸付の人数についてお答えいたします。高校生に関しましては、申請がゼロでございました。大学等の人数なんですけれども、19名に貸付を新規で行いました。

- 委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。
- 13番（坂本悦夫君） この中に例えば、前も聞いたような気もするんだけど、生活保護世帯の人も何名か入っていますか。
- 委員長（熊坂伸子君） 榎家学校教育係長。
- 学校教育係長（榎家真由美君） はい、令和元年の大学等の19名には、生活保護世帯はおりませんでした。
- 13番（坂本悦夫君） はい、わかりました。
- 委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。
- 13番（坂本悦夫君） 先ほどもちょっと橋本委員のほうからも質問がありましたけれども、定数というか募集人数なんですけれども。先ほどの話だともう昨年と同じように5人と20人ということなんですけれども、今の大学生の半分は何らかの奨学金を利用している時代なので、借りやすければね、もっと借りる人が、さっき報告だと19名ということなんですけれども、もっと潜在的にはいるのではないかなというふうに思うので、もうちょっとこれ数をね、定員をもうちょっとふやしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょう。
- 教育部長（伊藤重行君） 伊藤教育部長。はい、今回の改正を受けてですね、令和2年度はどういう数字になるかというのを見きわめて、そういう部分については判断してまいりたいというふうに思います。はい。
- 委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。
- 13番（坂本悦夫君） それから報道なんかによりますと、奨学金を借りた人の自己破産が非常に多いと言われているんですけども、宮古市もそういう延滞はありますか。
- 委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。
- 教育部長（伊藤重行君） はい。残念ながらございます。今回、初日に提案あったと思うんですけども、その債権管理条例という部分で、条例化、市の債権に対してちゃんとやっていくんだというところを受けて、やはり今までもやっているんですが、そういうところをまず、貸すときもですね、ちゃんと制度の趣旨を言って、無理のない借入額だとか、返済計画だとかっていうのをちゃんと話をしながらやっていかなきゃならないんだらうなというふうには思っております。
- 委員長（熊坂伸子君） 坂本委員
- 13番（坂本悦夫君） 全体の原因は何なんですか。さまざまな原因が多分、あるんだろうというふうに思いますけれども。一般には卒業後の仕事が不安定で、なかなか給料をもらえたり、もらえなかったりする時期があって、1年を通してもらえない、あるいは非正規雇用の拡大が今起きています。そういうのも影響してるのかなあとか、学費も高いんですね。
- こういって、やっぱり自己責任であると言で片づけるのはできないような気がしますので、救済制度を設けるのであれば、あったほうが良いと思うんですが。先ほど奨学金の返済の免除というのがありました。そういうのもいいと思うんですが。そのほかに宮古市には救済免除はなかったでしたっけ。ありましたっけか。
- 委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。
- 教育部長（伊藤重行君） はい、現在その分納といいますか、分けて少しずつでもいいからというような運用ってどうか、そういうのは行っております。
- 委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番(坂本悦夫君) ああそうですか、はい。

やっぱり払いやすい方向に、月日は長くかかるかもしれないけれども、月々の支払いを軽くしてあげると、よっぽど、払える人たちは出てくるのではないかなというふうに思いますので、返済しやすい方法を複数考えてね、やってくればいいのかないかなというふうに思いますので。どうなんでしょうか、そういうのは。

○委員長(熊坂伸子君) 伊藤教育部長。

○教育部長(伊藤重行君) やはり、滞納者に対してどう今後やっていくんだという部分で、やはりそういうのも一つの選択肢だというふうに考えます。

○13番(坂本悦夫君) よろしくお願ひします。終わります。

○委員長(熊坂伸子君) はい、ほかに質疑はございませんか、長門委員。

○14番(長門孝則君) ちょっとこまいことで申しわけないですけども第2条、高等専門学校、前は1号だったのが2号に変わってるっていうのは、学校教育法の規定がこういうふうに変ったということで書いたわけですか。

○委員長(熊坂伸子君) 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長(佐々木寿洋君) はい、学校教育法が変わったというのではなくて、高等専門学校、例えば一関高専とかそっちのほうに今まで高校のほうに入っていたのですが、よく精査してみますと、5年間という長い期間いて、短大等と同じ位置づけであるなというふうに教育委員会のほうで判断しまして、ちょうど条例改正のところであったのでそこを見直して、こちらのほうに入れさせていただいたということでございます。

○委員長(熊坂伸子君) 長門委員。

○14番(長門孝則君) そうすれば例えば、一関高専はいままで高等学校等に入っていたのを、今度は大学等になる、これは何回も言うようだども、学校教育法の規定が変わったんで、そういうふうにしたのかなと思ったんですが違いますか。

○学校教育課長(佐々木寿洋君) ありがとうございます。

学校教育法がということではなくて、今まで高等学校等と言ってそこに高等専門、高専を入れてたんですが、見直しをきちんとかけたところ、そうではないんじゃないかということで、大学等のほうに入れさせていただいたということでございます。

○14番(長門孝則君) そうすれば、教育委員会のほうの判断で、そういうふうに変えたと。はい。わかりました。

それから、第4条なんですけども、今までは選考委員会の推薦により市長が決定すると。それが今度は選考委員会の意見を聞いて市長が決定すると。ちょっと表現が変わってますけども、実質何か変わる事あるあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○委員長(熊坂伸子君) 教育部長。

○教育部長(伊藤重行君) これは法規の委員会で、やはり実質、中身は変わりません。言い回しでこういう方が適切だろうということでの変更になります。

○委員長(熊坂伸子君) 長門委員。

○14番(長門孝則君) 実質、変わらないということで、わかりました。

それから第6条の奨学金の額なんですけれども、増額を図るというのは非常にいいことだなと思ってます。特に入学時、非常に金がかかるんで、その分2項のほうで規定していただいて、これはよかったんでないかな

と。みんなやっぱり入学時が大変で困っていると思いますんで、そこは評価したいと、そういうふうに思います。それからあの、今まではあれですがね、高校も大学もこの月額がはっきり決めでありますかね。今度は以内というふうにしていますけど、例えば大学で5万円なんですけど今までは、例えば4万円、3万円だけ借りたいという場合は、これだめだったんですか。5万借りないとだめだったのかどうか、その辺確認したいです。

○委員長（熊坂伸子君） はい、佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） はい、これまでは定額でございました。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） ということで今度、以内というのをつけたのは、私もいいなと思ってるんですよ。やっぱり大学は月額8万円ですけども、いや8万円借りなくても5万円でも大丈夫だと、そういう人があると思うんで、そういう点は「以内」という表現、条文でそういうことをうたったのは、いいなとそういうふうに思っております。

それからのこの3号ですって、授業料等の額が他の大学等と比較して高額であると市長が認めると、この他の大学等と比較して高額と、まあ確かに大学にはいろいろありますんで、国公立よりは私立の方が相当授業料も高いと。そういうことでそこは理解するんですが、ただ同じ大学でも学部で授業料が違うと特に文系より理系のほうが高くなってるので、そういうふうな場合もこの条文だけ見ると、それは全く考慮されないように思うんですけども、どうなんですかね。

今言ったように、他の大学はわかりますが、同じ大学で学部によって高額と、その辺も大学等の中に入れてもいいのかどうか、その辺の解釈はどうなんですか、お聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） はい、ご心配いただきありがとうございます。

まさにその学校、各部によっても金額はやっぱり違いますので、そこも考慮した上での設定でございまして、同じ大学でも、これは先ほど説明しましたが、同じ大学でも理系がすごい高いということでの設定でございまして、長門議員がおっしゃるとおり、そこの部分も考慮しての「等」でございまして。

○14番（長門孝則君） わかりました。ぜひそうしてほしいと思います。はい、ありがとうございます。

それからこの条例はあれですがね、医学部・医者になるための方については、貸付はしないということですがね。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） 学校教育課の奨学金では、医学系は該当外でございまして。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 多分、福祉のほうに医者の要請するための貸付金は多分、福祉のほうにあったと思いますんで。そうすれば、医者になるための方については、教育委員会ではなく福祉のほうの貸付を利用すると。そういうふうに理解したいと思います。

それからもう一つ、保証人をつけることに多分なってはいたけどもいますけれども、例えば保証人が見つからない場合もあるんでないかなと思いますけど、実態はどうか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） ご指摘のとおりなかなか難しい場合もあるかと思うんですが、現在のところ

は保証人は、全てつけていただいているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑のある方は、はい加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 前にもお話ししたんですが、保証人ではなくて、連帯保証ですよね。はい。2人以上。この前の滞納者への対応の条例、決算委員会ときに、私はぜひしっかりした条例を作って、それに基づいて納めてもらうべきだということをお話しして、その結果がああいうふうになって、ありがとうございます。滞納者を少しでも少なくしていってお金を回していくってということが、これはすごい大事なことになるだろうと思います。

それで保証人ね、私は今言ったこととはちょっとあれが違うんですが、補償人、連帯保証っていうのは、まだ学生、子どものうちに返済能力についてはまだまだはっきりしない中で、保障人つけるっていうのはいかなものか。それで保障っていうのは、その子の信用に対する、信用力に対する保証というのかな、その子を信用するっていうことが、そもそも保証っていうことなんだろうと思うために、連帯保証ではなくて普通の保証でもってやるっていうことは、どうなのかなあと思っていました。

きょうのこの改正条例とはちょっと趣旨が違うんですが。それであるところでは連帯保証ではなくて、ただの保証人にして、そうすると保証人に学校の校長先生がなったり、担任の先生がなったりするっていう例も、あったような気がしますが、その連帯保証っていうことになっても学校の先生がなっている例はありますか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） 現段階ではないところでございます。

○18番（加藤俊郎君） 多分そうなんだろうと思いつつ聞いていたんですが、やっぱり、連帯保障ではなくて、普通の保証人にしていただいて、それでもって借りたお金は返すんだっていうことも、一つの教育の中で覚えていくっていうことの意味もあつてのこの貸付金だと思いますので、今後の課題として、よろしく願いしたいなと思います。

それで第4条の2項ですね、宮古市奨学生選考委員会なんですが、これは随時やるものなんですか。1年に何回っていうふうな形でやるものなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） 通常は1回、募集を受けた後に行いますが、そのときに募集人数よりも少なかった場合、再募集をかけた上で、そして再度やるということで、大体年間2回ぐらい例年行っているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） この条例は、令和2年4月1日から施行ということに施行期日を定めようとしていますが、そうすると令和2年4月1日ということであれば、今年度卒業する子どもに対してはこの条例は適用にならないというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） 今年度卒業する、高校を卒業する、中学を卒業する生徒から、該当するといふふうに進めていこうと思っております。このあと募集が始まります。そして結局、入学したという証明があつて貸し付けが始まりますので、それを受けて4月に募集がありまして、5月ぐらいに第1回目の選考委員会を実施する予定でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

- 18番（加藤俊郎君） そうやっていただきたいんですが、そういうふうに貸し付けるのが4月1日ではなくて、その前から選考委員会の段階から、この条例で規定されているってことを考えれば、4月1日施行ということになればどうなんだろうと思うんですが。4月1日施行で奨学生選考委員会等とか、それからこういったことを新しく定義されたことについて、齟齬がないようにできてますか。後ろのほうでうなずいてるから、いいのかな。
- 委員長（熊坂伸子君） はい、佐々木学校教育課長。
- 学校教育課長（佐々木寿洋君） はい、齟齬等ないものとして、教育委員会のほうでは構築していたものでございます。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） 悪いことを考えれば、途中で退学したりあるいは長期停学になったりという場合には、多分年度々々で在学しているかどうか、在学証明書を提出してもらってると思うんだけど。それで年度途中で退学したっていう場合に、選考委員会にかけますか。かけないで市のほうで、市長のほうで停止するというにしますか。どのように考えてますか。
- 委員長（熊坂伸子君） 榎家学校教育係長。
- 学校教育係長（榎家真由美君） ただいまの質問にお答えいたします。貸し付けの廃止ということで、貸付条例の方で、市長は借受者が次の各号のいずれかに該当するときは奨学金の貸し付けを廃止するものとするということで、退学したときということで明記してございますので、そのときにはもう貸し付けが廃止になるということにしております。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） そうするとこの奨学金の貸付条例とは別の条例があつてという話ですか。
- 委員長（熊坂伸子君） 榎家学校教育係長。
- 学校教育係長（榎家真由美君） 同じ奨学資金貸付条例の中でうたっているところでございました。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） そうするとですね、奨学生選考委員会を通じて上がってきた意見を聞いた上で、市長が奨学金を貸しつけるかどうかというのを決定するわけですよね。それで奨学金をやめるときには市長の一存ではないけれども、市長のみで廃止っていうことを決めると。誰にも言わないでっていうのかな、推薦、意見をいただいたところには伝えないで、本人と市長との間で、それでもって停止っていうのか、廃止ってしますよっていうふうな形にするっていうことですよね。
- 委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。
- 学校教育課長（佐々木寿洋君） はい、選考委員会等にはかけずに、そのとおり条例のとおり廃止・停止というふうにすることにしております。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） 特別奨学生ですか、評価が4.5以上ってその4.5ってというのは、何点満点の4.5という意味ですか。ちょっと誤解して、普通はね1から5の評価の中の4.5っていうえらい高い評価だと思って聞いたんですが、この評価4.5ってというのはどういうことなんですか。
- 委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。
- 学校教育課長（佐々木寿洋君） 評定5段階の中の4.5というものでございます。

- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） そうすると、かなり優秀だっていうことなんだろうと思うんですが、私が聞いてきたところのある大学では、評価が4以上である医学部に推薦入学できたという話も聞いたことがあるんですが、そうすると4.5といふかなりの優秀な方ですね。そういう方がなんていうのかな、推薦入学ではなくて普通のああそうか、わかりました、はい。ありがとうございます、やめます。
- 委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑は、白石委員。
- 1番（白石雅一君） ええと1点。第8条のところでちょっとお聞きしたいんですけども、貸付額の変更とところで、奨学金の変更についてうたっているんですが、これは上の第6条のところの月額8万円だった方が、月額16万円に変更もできるということで書かれているんですか。それともその以内といふところの中での変更という意味でしょうか。
- 委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。
- 学校教育課長（佐々木寿洋君） 以内といふところでございます。
- 委員長（熊坂伸子君） 白石委員。
- 1番（白石雅一君） はい、その8万円で入学したけど、やっぱり少ないから16万にしてほしいとかがっていうことはできないということですね。はい、わかりました。
- 委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。畠山委員。
- 4番（畠山茂君） 先ほどの加藤委員のお話を聞いて、先ほどもちょっとハードルが高いなという、選考基準ですね、ハードル高いなというふうなことを、ちょっと私も感想として述べたんですけど、ちなみに選考基準で昨年度だったり、その前年度だったり、選考から外れた方々っていうのは何人中何人おられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。
- 学校教育課長（佐々木寿洋君） 先ほど申しましたが、この選考基準は特別奨学生という枠2名でございますので、はい。
- 委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。
- 4番（畠山茂君） 私のあれですね、私の方がちょっとあれですね。いや、普通のこれといふと月額8万円の方の選考基準っていうのは、また基準が違うんですか。私がちょっと認識が間違ったんですか。そこを教えてくださいたいと思います。
- 委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。
- 学校教育課長（佐々木寿洋君） はい、特に数値等は設けていないところで、ただ提出書類の中には評定平均とか、収入とか、家族の構成等あって、それをもとにして選考委員会で決めておりました。
- 委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。
- 4番（畠山茂君） じゃ最後、確認します。では特段、この8万円以内の方々は明確な基準といふのは設けていないということよろしいんですか。
- 委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。
- 教育部長（伊藤重行君） はい、数値的な基準といふのはないということになりますが、一応資格的にはまず市内に住所を有しているということ、心身ともに健康で学業成績が優秀であることとか、学費の支弁が困難であるといふふうな部分を一応、条文化はしております。ただ数値では示していないということになります。

そこは選考委員会ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑のある方。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） もう一度、確認のためにお聞きしたいんですが、令和2年4月1日施行なんですが、合格しましたっていうのは、多分今の年度内のことなんだろうと思うんですが、合格通知をいただいて入学手続のときにお金が必要になりますよね。それが年度内になると思うんですが、そういう方もこの条例の適用になるっていうふうに考えてよろしいんですか。もう一度確認したいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） 4月1日施行ですので、その入学金等かかったものについても、4月1日から申し込んだ方々で、そしてさかのぼって4月分のところに賦課もできるというような規定でございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ございませんか。

私からも少しだけ副委員長。

○13番（坂本悦夫君） 熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） 先ほど坂本委員もおっしゃったんですが、今の学生大学生が主だと思いますが、奨学金を利用される率かなり高いと思うんですが、この宮古市の奨学金は他の奨学金と併願というか、両方頼むというのはできるんですか。

○13番（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） はい、借りて支払う奨学金については、併用はできないことになっているんですが、給付型であれば併用はできることにはなっております。

○13番（坂本悦夫君） 熊坂委員。給付型っていうのはかなり少ないという、ほとんどの方がね、貸与型だと思うんですが、それとの併用はできないということですか。そうですか。

そうすればですね、質問ちょっと別の質問に変えますが、今、かなりの数の人がいろいろな奨学金を利用していると思います。学生支援機構だとかたくさんありますので。それを教育委員会では、市内の高校生なり大学進学者、専門学校進学者のどれぐらいの方が、他の制度も含めて奨学金制度を利用されてるか把握されているでしょうか。してないでしょうか。

○13番（坂本悦夫君） 伊藤部長。

○教育部長（伊藤重行君） 残念ながらしてません。申し訳ないです。

○7番（熊坂伸子君） そうするとその、滞納具合がどうかっていうのも、もちろんしていないということですか。

それでは私は一般質問でもするんですけども、やはりこの非常に厳しい、今の若い人の厳しい状況で、例えば全額給付でなくてもね、一部給付とかね、何割支払ったら後は、条件つきじゃなくても免除とかで、以前育英会ではあった、今はちょっとあるかどうかわかんない、そういう制度もあったんですけども。一部給付型というような、そういうことも含めて、給付型の奨学金を検討された経緯があるかどうかをお伺いします。

○13番（坂本悦夫君） はい、佐々木課長。

○学校教育課長（佐々木寿洋君） 検討等は、やはり給付型については、していないところでございます。繰り返しますが、定住化の方の返還免除制度、それから無利子であること、そして返還計画を丁寧にこちらのほうでも立案に寄り添ってこう立てていくというあたりのところで、学生の負担を軽減するということを進めてまいっているところでございます。

○7番（熊坂伸子君） はい、わかりました。私の質問は終わりです。

○委員長（熊坂伸子君） それでは、ほかに質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これより議案第46号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論もないようですので直ちにお諮りをいたします。

議案第46号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。お諮りいたします。3月19日の本会議における議案第46号、第49号第51号の3件の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

説明員の入れかえを行います。

午前10時10分 終了（付託事件審査部分）

○

教育民生常任委員会委員長 熊坂伸子